

令和元年度国保事業費納付金・標準保険料の 本算定結果について

令和元年5月10日

令和元年度納付金・標準保険料の算定方針

(基本方針)

平成30年度国保事業費納付金等の算定に引き続き、福井県国保運営方針に定める以下の算定方法に従い、算定

項目	算定方法
(1) 保険料水準の統一	
県全体または二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない
(2) 国保事業費納付金の算定方法	
① 医療費水準の反映割合 (医療指数反映係数 α の設定)	年齢調整後の差異を調整した市町ごとの医療費水準をすべて反映させる ($\alpha = 1$)
② 応能分・応益分の配分割合 (所得係数 β の設定)	医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれについて、全国平均の所得水準を1とした場合の本県の所得水準により設定する(応能分:応益分 = $\beta : 1$)
③ 納付金の配分に世帯総数や資産税総数を勘案するか	世帯総数を勘案し、3方式(所得割・均等割・平等割)で配分を行う。 応益分の均等割と平等割の割合は7:3とする。
④ 賦課限度額の設定	医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれについて、国が政令で定める限度額と同額とする
(3) 標準保険料率の算定方法	
① 市町村標準保険料率の算定方式	3方式(所得割・均等割・平等割)とする。 なお、各市町が実際に採用している算定方式による標準的な保険料率の算定も併せて行う。
② 標準的な収納率	市町ごとの収納率の実績を反映した設定とする 直近過去3か年(H27-29)の平均収納率とする

令和元年度納付金・標準保険料について①

1 算定の前提条件(仮算定からの変更点)

- 昨年末に国から示された確定係数等を用いてR元年度の国保事業費納付金等を算定
- 保険給付費の推計の見直し
 - 1人当たり診療費の推計 平成28-30年度の単年度伸び率(3.1%) ← 平成26-29年度の単年度伸び率(3.8%)
 - (参考：給付費の推計：1人当たり診療費 × 一般被保険者数)
 - ※1人当たり診療費 = 30年度1人当たり診療費(推計) × 平成28~30年度の単年度伸び率(3.1%)
 - 30年度1人当たり診療費(推計) = 29年度1人当たり診療費実績 × 平成29-30年度伸び率
 - ※一般被保険者数 = 29年度被保険者数 × (平成29~30年度の単年度伸び率(Δ2.8%))²
- 消費税増税に伴う診療報酬改定【改定率▲0.07%】⇒ 反映しない
 - ※H30.12.26付け国確定係数通知：「新薬が保険収載される可能性を考慮して、計上する改定率を調整することもある」

2 令和元年度納付金等の見込み

- R元年度の納付金総額は30年度比 +18億円

《増加の主な要因》

(1) 保険給付費の増加(30年度比 +1億円)

- ・ 少子高齢化の進展に伴い、国保被保険者の年齢構成においても給付費の高い高年齢者層へのシフトが進行

※ 窓口負担が原則2割となる70歳以上被保険者数が増加

70歳以上被保険者数：29年度 約34,200人 ⇒ 30年度 約36,400人

窓口負担：70歳未満3割 ⇒ 70歳以上(一般所得者)2割 (保険者負担：7割 ⇒ 8割)

※ 70歳未満被保険者のうち、医療費の高い55~69歳の割合が上昇 ⇒ 1人当たり医療費を押し上げ

70歳未満に占める55~69歳割合：29年度 54.8% ⇒ 30年度 55.3%

令和元年度納付金・標準保険料について②

(2) 前期高齢者交付金の減少 (30年度比 ▲27億円)

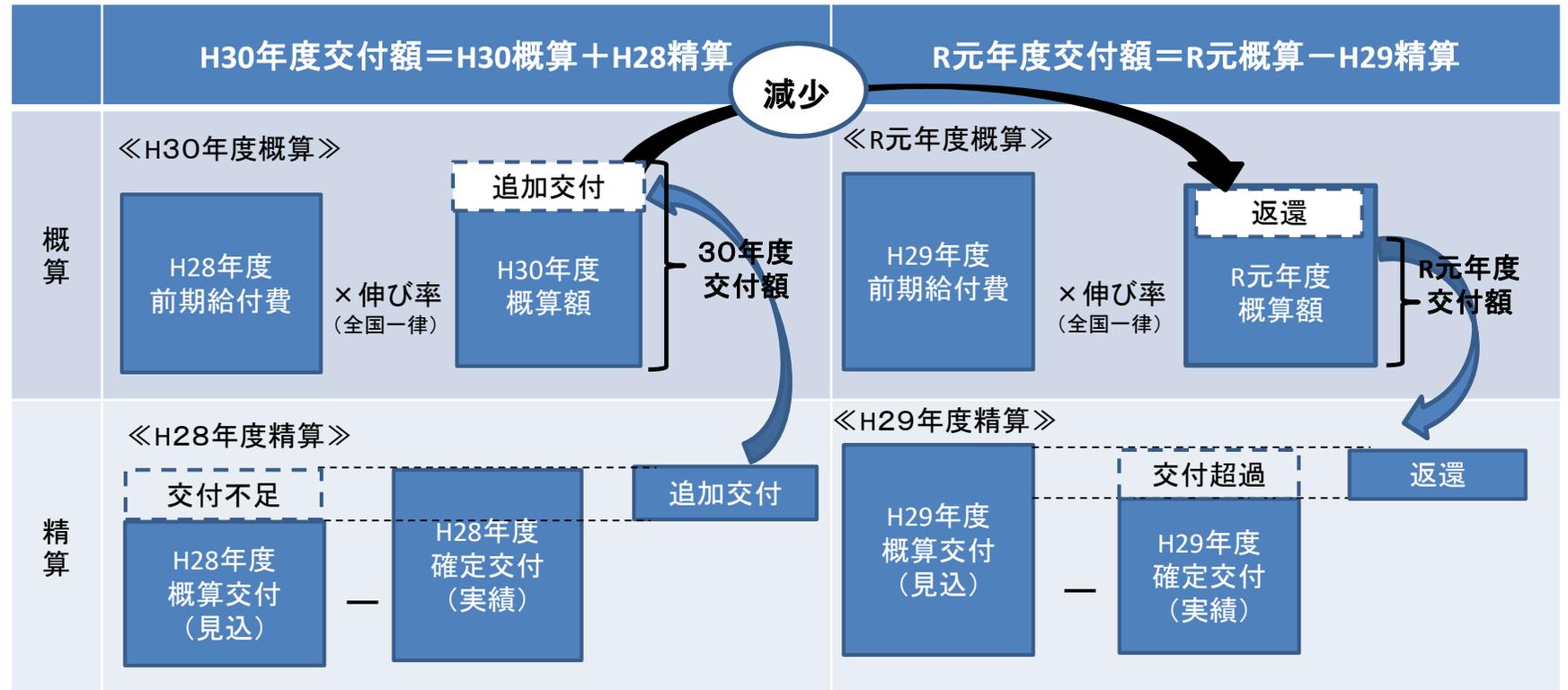
- R元年度の概算額が減少見込みであるとともに、29年度の精算金 (返還金) の影響などから30年度の交付額に比べて減少

○前期高齢者交付金 (負担の大きい前期高齢者の医療費を被用者保険からの交付金で充当する制度)

- 当該年度に概算で交付、2年前の実績を精算

※概算額算定で用いる伸び率と実績伸び率の乖離等による精算額の影響などのため、年度による交付額の変動が大きい

(算定イメージ)



(3) その他公費の減少 (30年度比 ▲7億円)

- 普通調整交付金 (▲4億円)、高額医療費負担金【国、県】 (▲3億円) … 国係数

令和元年度納付金・標準保険料について③

【H30年度からの納付金（保険料必要額）の増加要因】（まとめ）

○保険給付費等が増加しているのに対し、収入額（前期高齢者交付金、国公費等）は減少していることから、R元年度の保険料必要額が増加

（給付費に占める納付金の割合：激変緩和前）

H30年度 28.8% ⇒ R元年度 32.4%

激変緩和措置

○激変緩和財源（総額6.7億円）

- 国調整交付金（1.9億円）
- 県繰入金（3.8億円）
- 特例基金（総額1.6億円のうち3分の2に当たる1億円を活用）※特例基金は激変緩和措置で減少した県繰入金の補填に活用

※特例基金3分の2の算定根拠：

R3年度までの保険料必要額の見通しでは、R元年度が最も高いと見込まれるため、特例基金の活用期間であるH30～R5年度の6年間のうち、H30～R3年度の4年分をR元年度納付金等の激変緩和に活用
(4年/6年間=2/3)

○激変緩和措置

- R元年度1人当たり保険料必要額がH28年度（制度改革前）と比較して一定割合を超えて伸びている9市町に対し、一定割合まで激変緩和財源を投入し、保険料負担を抑制

⇒ H28年度比激変緩和：1.8億円

※一定割合=H28年度からR元年度の1人当たり保険給付費等の自然増（2.7%）+ α （1.0%）【年】

- 30年度比の保険料負担の増を全県的に緩和するため、残額を全市町に配分

⇒ 30年度比激変緩和：4.9億円

納付金・標準保険料の本算定結果

(R元年度: 激変緩和後)

(単位: 円)

	R元年度 納付金総額 (一般被保険者)	1人当たり標準保険料(収納率反映前)の比較			
		R元年度 A	H28年度 B	増減額 A-B	H28→R元の 平均伸び率(%) (単年度換算)
福井市	6,388,732,387	115,603	107,081	8,522	2.6
敦賀市	1,720,148,181	116,231	114,347	1,884	0.5
小浜市	800,957,595	108,605	101,962	6,643	2.1
大野市	955,595,237	116,225	107,108	9,117	2.8
勝山市	606,458,587	107,579	99,310	8,269	2.7
鯖江市	1,785,685,162	121,479	111,934	9,545	2.8
あわら市	790,211,452	119,085	110,552	8,533	2.5
越前市	2,003,267,897	117,424	108,192	9,232	2.8
坂井市	2,283,015,927	122,321	112,665	9,656	2.8
永平寺町	432,170,323	120,363	111,047	9,316	2.7
池田町	77,601,854	111,271	111,746	▲475	▲0.1
南越前町	311,629,598	117,921	108,618	9,303	2.8
越前町	605,190,423	119,037	109,687	9,350	2.8
美浜町	288,684,184	113,772	127,618	▲13,846	▲3.8
高浜町	273,295,994	99,309	91,662	7,647	2.7
おおい町	218,346,809	104,296	112,345	▲8,049	▲2.4
若狭町	435,972,312	117,776	117,376	400	0.1
県	19,976,963,922	116,586	109,035	7,551	2.3

※納付金総額には審査支払手数料を含む

※前期高齢者交付金の精算で生じた還付分については、基金等の財源を充てることを基本とするため、保険料から減額して算定している

標準保険料率の本算定結果

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
福井市	7.65	31,348	22,354	2.37	9,678	6,901	2.47	12,918	5,909
敦賀市	8.03	32,935	23,485	2.59	10,579	7,544	1.76	9,204	4,210
小浜市	7.09	29,063	20,725	2.49	10,145	7,234	1.91	10,017	4,582
大野市	7.48	30,667	21,868	2.51	10,225	7,291	2.16	11,284	5,161
勝山市	6.63	27,169	19,374	2.40	9,781	6,975	1.84	9,643	4,411
鯖江市	7.55	30,964	22,080	2.49	10,175	7,256	2.17	11,370	5,200
あわら市	7.53	30,872	22,014	2.60	10,629	7,580	1.85	9,665	4,421
越前市	7.58	31,074	22,159	2.54	10,381	7,403	2.13	11,148	5,099
坂井市	7.58	31,060	22,149	2.52	10,280	7,331	1.95	10,189	4,660
永平寺町	7.39	30,282	21,594	2.32	9,482	6,761	1.87	9,808	4,486
池田町	6.12	25,075	17,880	2.56	10,429	7,436	1.88	9,822	4,493
南越前町	6.98	28,628	20,415	2.60	10,600	7,559	1.89	9,890	4,524
越前町	6.99	28,648	20,428	2.57	10,500	7,488	2.02	10,584	4,841
美浜町	7.30	29,906	21,326	2.45	10,005	7,134	1.81	9,490	4,341
高浜町	5.89	24,138	17,213	2.46	10,046	7,164	1.86	9,753	4,461
おおい町	6.04	24,774	17,666	2.54	10,370	7,395	1.91	10,011	4,579
若狭町	7.27	29,779	21,235	2.55	10,417	7,429	2.01	10,497	4,801

【参考】令和元年度各市町国民健康保険税率(額)

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得 割率 (%)	資産 割率 (%)	均等 割額 (円)	平等 割額 (円)	所得 割率 (%)	資産 割率 (%)	均等 割額 (円)	平等 割額 (円)	所得 割率 (%)	資産 割率 (%)	均等 割額 (円)	平等 割額 (円)
福井市	8.00	1.45	29,600	17,400	2.59	—	8,600	5,400	3.00	—	9,900	6,000
敦賀市	6.20	20.00	25,500	21,500	2.60	—	5,900	7,100	1.90	—	8,900	5,500
小浜市	4.86	16.67	24,100	17,400	1.85	6.30	9,100	6,500	1.87	8.13	11,800	5,300
大野市	6.30	12.00	26,400	21,000	1.90	3.50	7,700	6,200	1.70	3.50	9,200	5,200
勝山市	6.50	—	26,500	19,000	2.10	—	8,500	6,000	1.80	—	9,000	4,000
鯖江市	5.70	16.00	28,400	23,000	2.60	4.00	7,600	5,800	1.80	4.00	9,000	6,000
あわら市	6.50	15.00	30,000	22,800	2.50	—	7,200	5,400	2.00	—	8,400	6,000
越前市	6.30	13.00	26,700	23,400	2.20	3.50	6,000	6,000	2.20	3.50	9,000	6,000
坂井市	6.50	8.00	29,000	22,500	1.90	2.00	8,300	6,500	1.80	2.00	10,800	5,500
永平寺町	5.70	18.70	28,000	23,000	2.40	7.50	10,500	8,500	1.70	3.80	9,500	7,500
池田町	3.80	—	22,200	16,400	2.00	—	10,500	7,800	1.60	—	11,400	6,100
南越前町	5.10	12.00	23,500	17,000	2.50	1.30	10,000	7,000	2.10	3.60	10,500	5,000
越前町	6.60	6.00	28,700	21,400	1.70	—	7,800	5,800	1.50	—	9,500	5,000
美浜町	6.30	35.00	24,500	26,000	1.80	10.00	6,500	7,000	1.80	—	8,500	5,000
高浜町	4.00	20.00	19,000	14,000	2.00	8.00	10,000	7,000	1.50	—	10,000	5,000
おおい町	4.17	14.40	18,000	16,000	1.53	4.40	6,400	5,500	1.85	5.50	8,600	7,500
若狭町	5.75	20.00	26,000	25,000	1.70	5.40	8,000	7,000	1.60	2.80	9,000	5,000

【参考】平成30年度各市町国民健康保険税率(額)

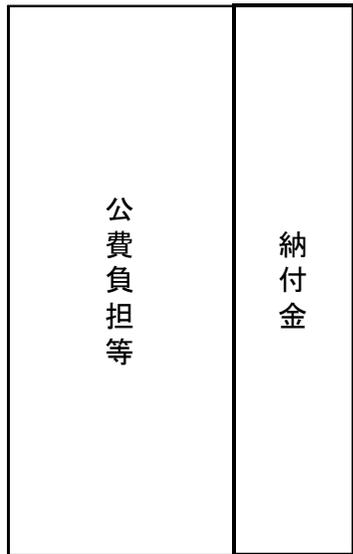
	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得 割率 (%)	資産 割率 (%)	均等 割額 (円)	平等 割額 (円)	所得 割率 (%)	資産 割率 (%)	均等 割額 (円)	平等 割額 (円)	所得 割率 (%)	資産 割率 (%)	均等 割額 (円)	平等 割額 (円)
福井市	7.89	2.90	29,900	17,400	2.40	—	8,200	5,400	2.95	—	9,900	6,000
敦賀市	6.20	20.00	25,500	21,500	2.60	—	5,900	7,100	1.90	—	8,900	5,500
小浜市	4.86	16.67	24,100	17,400	1.85	6.30	9,100	6,500	1.87	8.13	11,800	5,300
大野市	5.70	23.00	25,000	23,000	1.80	7.00	7,200	6,200	1.50	7.00	9,000	6,000
勝山市	6.50	—	26,500	19,000	2.10	—	8,500	6,000	1.80	—	9,000	4,000
鯖江市	5.70	16.00	28,400	23,000	2.60	4.00	7,600	5,800	1.80	4.00	9,000	6,000
あわら市	6.20	29.00	30,000	22,800	1.70	4.00	7,200	5,400	2.00	2.00	8,400	6,000
越前市	6.30	13.00	26,700	23,400	2.20	3.50	6,000	6,000	2.20	3.50	9,000	6,000
坂井市	6.50	8.00	29,000	22,500	1.90	2.00	8,300	6,500	1.80	2.00	10,800	5,500
永平寺町	5.50	25.00	24,000	23,000	2.20	10.00	8,500	8,500	1.50	5.00	7,500	7,500
池田町	3.80	—	22,200	16,400	2.00	—	10,500	7,800	1.60	—	11,400	6,100
南越前町	5.10	12.00	23,500	17,000	2.50	1.30	10,000	7,000	2.10	3.60	10,500	5,000
越前町	6.30	12.50	28,000	21,400	1.35	3.00	6,500	5,000	1.20	2.50	8,200	4,300
美浜町	6.30	35.00	24,500	26,000	1.80	10.00	6,500	7,000	1.80	—	8,500	5,000
高浜町	3.90	23.00	18,000	13,000	1.70	10.00	9,000	7,000	1.50	6.00	10,000	5,000
おい町	3.84	17.20	17,000	16,000	1.39	5.20	6,000	5,500	1.80	6.60	8,600	7,500
若狭町	5.50	30.00	25,000	24,000	1.70	8.00	7,500	6,000	1.60	4.20	8,200	4,000

国保事業費納付金の算定方法

【1】 市町から徴収する納付金を応能分と応益分に区分し、

- ・応能分は所得総額
- ・応益分は被保険者数や世帯数により、各市町に割り当てる。

県の国保財政



県全体で必要となる納付金総額

応能分

β (県)

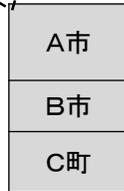
応益分

1

各市町の被保険者の所得総額で按分



各市町の被保険者数で按分



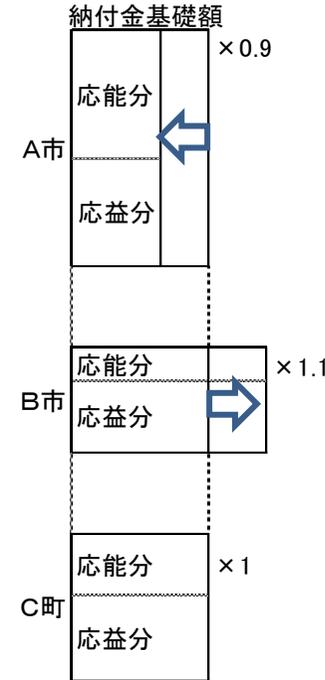
各市町の世帯数で按分



市町の納付金基礎額



【2】 【1】で算定した市町ごとの額を、医療費指数を反映させて調整する。(α=1)



① 1人当たり医療費が全国平均より低い (医療費指数=0.9) ⇒ 納付金が割引かれ、負担減少

② 1人当たり医療費が全国平均より高い (医療費指数=1.1) ⇒ 納付金が割増され、負担増大

③ 1人当たり医療費が全国平均並 (医療費指数=1) ⇒ 調整は生じず、平均的な負担

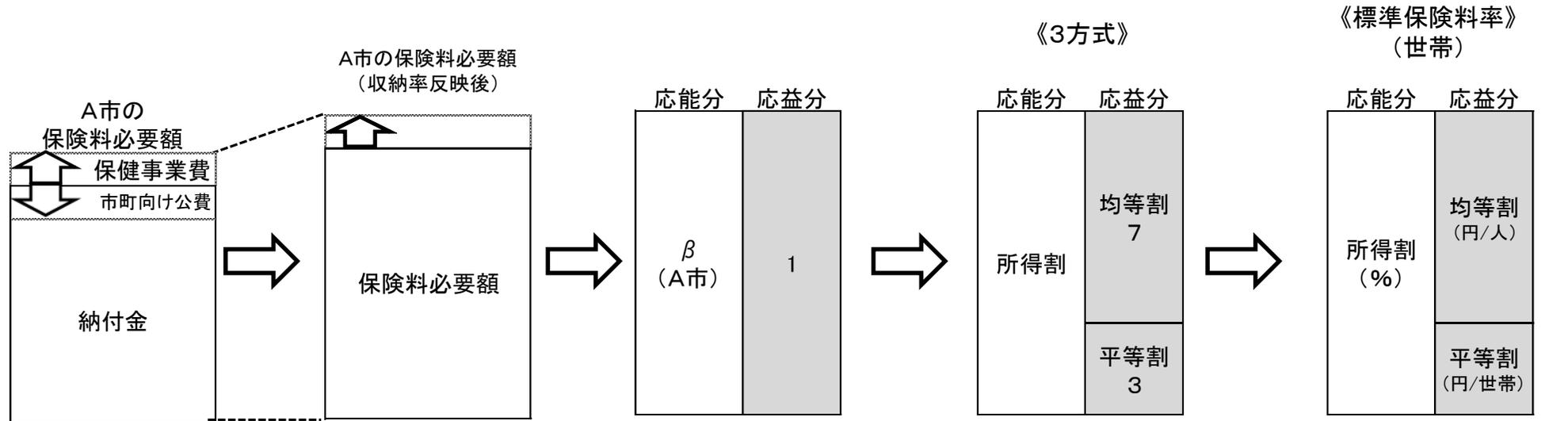
- ・ β (県) = $\frac{\text{福井県の1人当たり所得}}{\text{全国平均の1人当たり所得}}$
- ・ $\beta = 0.98$ (平成31年度本算定値)
- ・ 本県は応能割(β):応益割(1) = 0.98:1
- ・ 応益分は被保険者数7:世帯数3で配分

- ・ α = 医療費水準反映係数
- ・ 納付金 = 納付金基礎額 $\times [1 + \alpha \times (\text{医療費水準} - 1)]$

県における各市町標準保険料の算定方法

同一の算定方式による標準保険料率を、市町が目指すべき保険料率として示す。

- ・算定方式は3方式とする。
- ・応益分の賦課割合は均等割：平等割＝7：3とする。



【1】
納付金から各市町向け公費を減算、保健事業費を加算して保険料必要額を算出

【2】
市町ごとの標準収納率（過去実績）で【1】を割り、収納率100%に満たない分を割増

【3】
【2】を市町の所得水準に応じた応能分と応益分に区分

【4】
応益分を7：3で均等割と平等割に区分（所得割・均等割・平等割の3方式）

【5】
【4】から標準保険料率を算出

各市町において保険事業費を上乗せするほか、収納率を割増し、保険料必要額を算出

- ・ β (A市) = A市の所得水準
- ・ A市の所得水準が全国平均と同じ場合、応能分：応益分 = 1：1

【参考】 β (A市)の計算式

$$\beta (A市) = X \div (A市の保険料必要額 - X)$$

$$X = \left[\frac{\beta (県)}{1 + \beta (県)} \times \frac{A市の所得総額}{県の所得総額} \right] \times \frac{県の納付金総額}{A市の納付金基礎額}$$

$$\cdot \text{所得割率}(\%) = \frac{\text{所得割総額}}{\text{被保険者の所得総額}}$$

$$\cdot \text{均等割額} = \frac{\text{均等割総額}}{\text{被保険者数}}$$

$$\cdot \text{平等割額} = \frac{\text{平等割総額}}{\text{世帯数}}$$

【参考】平成30年度国民健康保険料率等の動向

＜厚生労働省取りまとめ抜粋＞

市町村名	平成30年度の保険料率				増減額・増減率 (単年度)				＜参考＞ 平成30年度一人あたり保険料額		
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	一人あたり 保険料額 (調定額)	増減額 (単年度)	伸び率 (単年度)
福井市	13.24	2.90	48,000	28,800	▲ 0.16	▲ 7.70	0	0	102,911	▲ 3260	▲ 3.1
敦賀市	10.70	20.00	40,300	34,100	1.60	▲ 5.00	2,600	2,000	95,989	7323	8.3
小浜市	8.58	31.10	45,000	29,200	0.35	▲ 3.90	4,800	▲ 4,400	84,147	▲ 1365	▲ 1.6
大野市	9.00	37.00	41,200	35,200	0	0	0	0	93,609	2332	2.6
勝山市	10.40	0.00	44,000	29,000	0.80	▲ 33.80	0	▲ 9,000	89,173	▲ 5036	▲ 5.3
鯖江市	10.10	24.00	45,000	34,800	0	0	0	0	99,814	2726	2.8
あわら市	9.90	35.00	45,600	34,200	0	0	0	0	100,227	▲ 1494	▲ 1.5
越前市	10.70	20.00	41,700	35,400	1.80	▲ 8.00	3,600	1,800	95,684	8806	10.1
坂井市	10.20	12.00	48,100	34,500	0.80	▲ 12.00	6,100	▲ 300	101,992	2174	2.2
永平寺町	9.20	40.00	40,000	39,000	0	0	0	0	103,732	719	0.7
池田町	7.40	0.00	44,100	30,300	2.20	▲ 51.00	16,500	5,400	75,953	12655	20.0
南越前町	9.70	16.90	44,000	29,000	1.70	▲ 16.90	5,700	▲ 6,100	92,450	5683	6.5
越前町	8.85	18.00	42,700	30,700	0.95	▲ 17.90	2,400	700	93,623	3639	4.0
美浜町	9.90	45.00	39,500	38,000	0	0	0	0	98,993	▲ 108	▲ 0.1
高浜町	7.10	39.00	37,000	25,000	0	▲ 7.00	3,500	▲ 6,500	76,213	▲ 2790	▲ 3.5
おおい町	7.03	29.00	31,600	29,000	0.33	▲ 4.70	2,600	0	69,485	2350	3.5
若狭町	8.80	42.20	40,700	34,000	0	0	0	0	96,345	2074	2.2

- 各市町村が30年3～6月に法定外繰入や財政調整基金からの繰入等も踏まえて決定した実際の保険料率等の比較
- 一人あたり保険料額は、保険料率の動向に加えて、各市町村の総所得や世帯当たりの被保険者数の動向により増減することから、30年度1人あたり保険料額(調定額)及び伸び率(単年度)については、ある程度幅を持って受け止める必要がある。

＜用語の定義＞ ・30年度保険料率及び一人あたり保険料額：各市町村の一般被保険者の基礎賦課分・後期支援金分・介護納付金分を合算して算出
 ・保険料率の「増減額・増減率(単年度)」：「30年度の保険料率」から「29年度の保険料率」を引いたもの
 ・「30年度一人あたり保険料額(調定額)」：市町村ごとの保険料調定額(保険料率をもとに算定された額から軽減額、減免額、賦課限度額を超える額を差し引いた、実際に被保険者に賦課される額)を当該市町村の一般被保険者数で除した額(当初賦課時点)
 ・「伸び率(単年度)」：市町村ごとの「30年度一人あたり保険料額(調定額)」を当該市町村の「29年度一人あたり保険料額(調定額)」で除したもの